

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、A市B区役所の人に来て、国民年金に加入することを勧められ加入手続を行った。国民年金保険料は、私自身が集金人に納付した。集金人は手帳に検認印を押して、毎月、150円を集金していた。また、区役所で加入手続を行った際に、昭和36年4月からの分をまとめて支払った。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和39年4月以降、国民年金保険料を60歳まですべて納付しており、申立人の夫についても36年4月から46年3月まで10年年金に加入しているなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までについては、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、A市C区において、38年11月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、加入手続の際、A市ではさかのぼって納付することが可能な保険料の納付を勧奨することが通例とされていることから、納付することが可能な現年度保険料を納付したとみても不自然ではない。

2 一方、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行った際に、昭和36年4月までの国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、その後の事情聴取においては保険料をさかのぼって納付したことは無いとしている上、上記の国民年金への加入時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、集金人や区役所の窓口では現年度保険料しか収納することはできず、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
昭和 36 年当時、A 区役所からの勧奨により国民年金に加入し、その後、38 年 3 月 7 日に集金人に昭和 36 年度及び 37 年度分として 2,400 円を納付したのに、36 年度分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、婚姻後は、国民年金に任意加入するなど、国民年金保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 38 年 3 月 7 日に申立期間の国民年金保険料を含む昭和 36 年度及び 37 年度分の保険料を集金人に 2,400 円納付したとしており、当時の厚生省の通達に基づき、市町村においても過年度分の保険料を徴収することが可能であった時期であり、B 市においても過年度分の納付を勧奨することが通例であったとされている上、納付したとする保険料額も当時の保険料額と一致するなど、申立内容は、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月及び44年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月及び44年1月

昭和44年2月ごろ、義父が、私の「44年分退職所得の源泉徴収票」を持って市役所に出向き、国民年金の加入手続をしてくれた。

当時、同居していた義父が、国民年金保険料を納付してくれていたように思う。

2か月分が未納であることが納得できないので、調査の上記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、その間、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適切に行われているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年3月に払い出されていることが確認でき、申立人の夫については、同年9月24日に申立期間を含む43年11月から44年3月までの保険料が納付されていることが確認でき、申立期間のみ未納のまま放置されていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 997

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から37年3月まで

家業を手伝っていた昭和36年初めごろ、自宅に来たA市の年金担当者から国民年金の加入を勧められ、その場で加入手続を行い、申立期間については、毎月集金人に国民年金保険料を納付し、領収書を受け取っていた。

ところが、最近になって社会保険事務所で調べてもらったところ、申立期間が未納となっていることが分かった。納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したとしており、昭和37年4月に発出された厚生省（当時）の通達により、38年6月までは市町村で過年度分の収納を行うことができるとされていた時期でもあり、A市でも過年度分の保険料を納付するよう勧奨することが通例であることが確認されている上、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、36年10月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人は、申立期間の前後の保険料を納付していることが社会保険庁のオンライン記

録から確認できることから、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 11 月ごろに A 県 B 市に転居し、その後、55 年 5 月に婚姻したが、国民年金保険料の納付書が届かず 1 年ほど未納になったため、同市役所でさかのぼって納付できると聞き、4 万 5,000 円ほど納めた。その納付書は、6 cm×18cm ほどの大きさで、裏は青色であったように記憶している。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、昭和 63 年 2 月からは、付加保険料も納付しているなど、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 54 年 11 月ごろに A 県 B 市に転居し、55 年 5 月に婚姻したことにより、同市役所で国民年金の住所及び氏名の変更手続きを行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしており、申立人が、同年 5 月 13 日に、国民年金の再取得及び氏名変更手続き等を同時に行っていることが、同市が保管している国民年金被保険者名簿で確認できる上、申立人は、社会保険事務所が保管する特殊台帳の申立期間である昭和 55 年度の保険料に関する記録欄に、56 年度に催告書が送付されたものと推認できる「56 催」の押印が有り、納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているとともに、その際に受け取ったとする領収書の形状は、当時発行されていた国庫金納付書の形状と

もほぼ一致しており、申立内容は具体的かつ鮮明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B支社における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年6月1日まで

C株式会社（現在は、A株式会社。）D発電所から、A株式会社B支社に転勤したときの昭和27年4月1日から同年6月1日までの2か月間が厚生年金保険の未加入となっている。継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社からの事業所照会に対する回答、同僚の供述及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し（昭和27年4月1日に同社D発電所から同社B支社に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和27年6月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料は保管していないが正社員として採用されている期間については、厚生年金保険料を給与から控除しており、当該事業所のシステム上、納付したはずであると主張しているが、このほかに確認で

きる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社に係る申立期間①の同社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間②の同社C支社における資格喪失日に係る記録を47年10月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のA社B支社の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和47年10月20日

厚生年金保険の加入期間について照会した結果、昭和46年3月31日から同年4月1日までの1か月間と47年10月20日の1日が抜けている。28年7月21日にA社に入社し、平成6年9月1日に退職するまで、途中で7回ほど転勤があったが、一度も退職することなく勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録が途切れていることを調査し、合計1か月と1日を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人は昭和41年4月1日から46年3月31日までA社B支社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の後任者に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が、昭和46年4月1日になっていることからみても、申立人は、同年3月31日まで同社B支社の副長として継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の昭和46年2月の記録及び社会保険事務所の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①において、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は廃業し、清算当時の役員に照会したところ当時の資料についての存否は不明と回答しているが、事業主が、資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付していないと認められる。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人の前任者が「申立人は昭和46年4月1日付の人事異動で、C支社副長として赴任してきた。」と供述していること、及び申立期間②において、A社C支社に係る雇用保険の記録が存在することから、申立人は、当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、同社C支社で管理職として勤務していた同僚は、「申立人の資格喪失日を本来は昭和47年10月21日とするところを、当時の事務員の勉強不足で、申立人がC支社で勤務していた最終日である同年10月20日の日付で届出処理したのではないか。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の同社C支社における資格喪失日は昭和47年10月21日と認められる。

なお、社会保険庁の記録においては、申立人に係る昭和47年10月の厚生年金保険料は、A社D支社で納付されており、当該期間については、厚生年金保険の被保険者期間とされている。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B製作所（平成7年8月22日、A株式会社C事業部に名称変更。）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和42年3月6日、資格喪失日が平成11年3月31日とされ、昭和59年8月1日から60年2月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B製作所における資格喪失日に係る記録を60年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、59年8月から同年9月までの期間は26万円とし、同年10月から60年1月までの期間は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月1日から60年2月1日まで

私は、勤務していたA株式会社B製作所において、A労働組合D支部の組合専従となった期間が空白となっている。労組専従者は一括適用事業所として、労組から厚生年金保険料の労組負担分・個人負担分を毎月会社に支払い、会社の厚生年金保険料に含められ社会保険事務所に支払われていた。よって当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社B製作所における厚生年金保険の被保険者記録については、当該事業所が、申立人が昭和59年8月にA労働組合D支部の組

合専従（出向扱い）になった時、誤って当該事業所が厚生年金保険の資格喪失届を提出したため、同年8月から60年1月までの6か月分の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に当該期間に係る厚生年金保険料を納付しなかったと回答しており、その内容については当時の組合専従賃金控除明細書、賃金支給明細書等の関連資料から確認できるため、社会保険事務所は申立人に係る厚生年金保険が59年8月15日で資格喪失された届出を取り消し記録を訂正している。ただし、社会保険庁は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間とは認められないとしている。

しかし、上記A株式会社B製作所の回答、当時の組合専従賃金控除明細書、賃金支給明細書等の関連資料、雇用保険の加入記録及び当時のA労働組合D支部の組合専従者であった複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社の労働組合D支部に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録の訂正を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B製作所における資格喪失日に係る記録を昭和59年8月1日から60年2月1日に訂正し、申立期間を被保険者期間とすることが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当時の組合専従賃金控除明細書及び賃金支給明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から昭和59年8月から同年9月までの期間は26万円とし、同年10月から60年1月までの期間は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和59年8月15日として届け出たため、平成20年7月18日付けで当該事業所から社会保険事務所に提出した「E氏の厚生年金加入記録欠落に関する件」において、組合専従賃金控除明細書、賃金支給明細書等を申立人の年金記録に係る確認申立書の添付資料として提出していることから、申立人から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず納付していなかったことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年8月から60年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B。）における資格喪失日に係る記録を平成元年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から同年8月1日まで

A株式会社での厚生年金保険について、途中で退職した事実はなく、継続して申立期間においても勤務し、事業主から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しているため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書により、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から32万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録では、A株式会社は、平成元年3月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後、同事業所は、同年8月1日付けで再び厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし同社は継続して業務を行っており、当時の従業員数から厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては、不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の医療法人Aに係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成15年10月16日とされているところ、同日から16年1月15日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の医療法人Aにおける資格取得日を15年10月16日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月16日から16年1月15日まで

私は、平成15年10月16日に医療法人Aに正式に就職し、現在まで継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の医療法人Aにおける厚生年金保険の被保険者記録については、同事業所が、申立人の入社時の事務処理誤りを理由として、平成16年1月16日から15年10月16日への資格取得日訂正届を20年8月26日付けでB社会保険事務所に提出し、当該届出に基づき同社会保険事務所は、厚生年金保険の資格取得日を16年1月16日から15年10月16日に訂正している。当該訂正においては、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、当該

期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間とは認められないとしている。

しかし、医療法人Aが保管する申立人の「C病院平成15年度賃金台帳」、「C病院平成16年度賃金台帳」、「平成15年11月分勤務表」、「平成15年12月分勤務表」及び「平成16年1月分勤務表」から、申立人は、同事業所に平成15年10月16日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録の訂正を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格取得日を同年10月16日に訂正し、申立期間を被保険者期間とすることが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、平成16年1月の資格取得時点における社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って平成16年1月16日として届け出たため、20年8月26日付けで理由書を添付の上、社会保険事務所に訂正の資格取得届を提出していることから、正しい届出をしていなかったことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る15年10月分、11月分及び12月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都国民年金 事案 999

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立期間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は、国民年金については同居していた母親に任せていた。母親からも国民年金保険料はすべて納付済みと聞いていたので、未納とされるのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び申立期間における保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間中の昭和41年10月12日に再交付を受けた国民年金手帳を所持しているが、この手帳の昭和41年度から43年度までの印紙検認記録欄には、国民年金保険料を納付したことを示す検認印が無く、保険料を現年度納付した事実が確認できない上、申立人からは、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとの主張も無いなど、過年度納付した事実も確認できず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

当時、私は兄の家に同居し仕事を手伝っていた。国民年金については、兄夫婦と一緒に昭和36年に加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の兄夫婦が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたと主張しているが、申立人の兄夫婦が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金への加入手続や保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月に申立人の兄夫婦と連番で払い出されているものの、兄夫婦についても申立期間の国民年金保険料は未納である上、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から52年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から52年3月まで

私は、14年間、国民年金保険料と厚生年金保険料を二重に納付してきた。国民年金と厚生年金保険の両方から年金をもらうことができないと分かって、A町役場（現在は、B市役所）へ行き、今までの保険料がどうなるのかと職員に質問したところ、返せないと言われた。今回、社会保険事務所の調査で、その保険料が還付されたとのことであるが、その手続きを行ったことも受け取った覚えも無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり昭和38年12月から52年3月までの期間については、B市が保管する国民年金被保険者名簿において、国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、38年12月から平成5年3月までは厚生年金保険加入期間であり、制度上、この期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間の国民年金保険料を還付した手続に不自然さはみられない。

また、B市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「還付請求 52. 5. 21 52. 7. 28 38/12~52/3 78,450 還付」との記載が有ることに加え、社会保険事務所が国民年金保険料を還付した場合に記録することとされている還付整理簿にも、還付金額「78,450」、決定年月日「52. 7. 8」、支払年月日「52. 7. 28」と記載されているほか、同事務所が保管する特殊台帳にも同様の記

載が有り、これらの記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付の事実を疑わせる事情も見当たらない。

なお、申立期間については、厚生年金保険加入期間に算入されているものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年11月まで

私は、昭和49年3月ごろに友人と一緒に国民年金に加入し、昭和36年度から48年度までの13年間分について、まとめて12万円程度をA区役所で納付した。納付記録照会において、43年12月から48年3月までの保険料は納付済みであるとの回答をもらったが、一括で納付した記憶が有るので、この期間だけが納付になっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月ごろ、申立人の友人と一緒に国民年金の加入手続を行った際に、未納となっていた36年4月からの国民年金保険料を申立人の友人と一緒に一括して納付したと主張しているが、申立人とその友人の国民年金手帳記号番号は49年3月に連番で払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続については、一緒に行ったものと推認できるものの、申立期間に係る保険料の納付については、社会保険事務所が保管する領収済通知書により申立人の友人は確認できるが、申立人については確認ができない上、申立人が納付済みである43年12月から50年3月までの納付方法をみても、納付期間及び納付日が申立人の友人と全く相違しているなど、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立人が35歳となった昭和43年B月までさかのぼって国民年金保険料の特例納付をしていることが確認できるが、これは、国民年

金の老齢基礎年金を受給するために必要な25年(300か月)の納付期間を満たすために保険料を納付したとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から47年3月まで

私は、昭和45年8月に夫が会社を退職し印刷業を開業した際、国民健康保険の加入手続と同時に、私と夫の国民年金の加入手続を行い、集金人に二人分の国民年金保険料を納付したはずである。また、私は、以前に勤務していたA信用金庫で総務の仕事をしてきたため、年金や健康保険の手続に精通しており、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年8月に申立人の夫とともに国民年金の加入手続を行い、夫婦一緒に国民年金保険料を、集金人に納付したと主張しているが、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、48年2月に連番で払い出されていることが確認でき、申立人が所持している国民年金手帳は、同年1月26日に発行されていることから、申立人とその夫は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間は、過年度保険料であり、国庫金として納付することとなるが、B市では、国庫金の収納は取り扱っていなかったことが確認できることから、集金人に納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫についても申立期間は未納である上、ほかに申立人が申立期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から42年3月まで

昭和36年7月、私が20歳になったのを契機に父親が国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料も父親が納付してくれ、当初は1か月100円だった。学校を卒業し、A区で洋装店を開いてからも父親が保険料を納付してくれ、保険料はそのころは330円だった。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったのを契機に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の姉と共に連番で昭和42年12月にB市A区で払い出されており、このころに申立人の父親は国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、これを納付するには、特例納付及び過年度納付により納付することとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、さかのぼって保険料を納付したとの主張も無い上、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されている申立人の姉についても、申立期間は、厚生年金保険被保険者期間及び国民年金の未納期間であるなど、申立内容は不自然である。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1005

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から51年12月まで

私は、昭和50年ごろ、友人の町役場職員から、さかのぼって国民年金保険料を納付できると勧められて、何万円かその職員に渡した。3年前に主人が亡くなったとき、領収書などは整理して捨ててしまったのか今は残っていない。

社会保険事務所には、平成19年8月ごろ記録照会の申出を行い、20年2月13日付けで昭和52年以前に国民年金に加入した記録は無いという回答があったが、納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろ、町役場職員の勧めに応じ申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は52年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人は、同年1月28日に国民年金の被保険者資格を任意で新規取得していることが申立人の所持する年金手帳でも確認でき、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立人はこの日に国民年金に加入したものと考えられ、申立期間は未加入であり、保険料をさかのぼって納付することはできなかったものとするのが相当である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1006

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から45年2月まで

私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、20歳になったときから私が結婚した昭和45年まで、婦人会の当時の役員の方に納付してくれていたのを記憶している。申立期間について、納付事実が確認できないとする社会保険事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が20歳になった昭和38年2月から申立期間の国民年金保険料を、婦人会の役員に納付してくれていたと主張しているが、申立人が、申立期間当時居住していたA市では、保険料の集金を婦人会に委託していたことは確認できるものの、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、52年1月に払い出され、51年11月25日に国民年金被保険者資格を任意で取得していることが、同市が保管している国民年金被保険者名簿で確認でき、このことは社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間は、未加入の期間であり、保険料をさかのぼって納付することはできなかったものとするのが相当である。

また、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料

を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 622

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月29日から52年1月10日まで
昭和51年2月から52年4月までの期間に継続して株式会社Aに勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答を受けた。私は、途中で会社を退職したことは無く、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに照会したところ、当時の事業主は、申立人について記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる資料は保管していない旨の回答があり、申立期間における勤務の事実、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、複数の同僚の供述及び社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人が申立期間の前後に株式会社Aに勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間に同社に勤務していたとする供述は得られなかった。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和51年2月2日に株式会社Aにおいて被保険者資格を取得し、同年10月28日に離職した後、52年1月10日に再び同社において被保険者資格を取得し、同年4月16日に離職しており、雇用保険の被保険者であった期間が厚生年金保険の被保者期間と一致することから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの厚生年金保険被保険者資格に関する届出を行ったことが推認できる。

加えて、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、昭和51年10月29日に資格喪失したとする処理が同年11月2日に行われ健康保険証が返納されたと記載があり、社会保険事務所の手続に不自然な点は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月27日から同年12月22日まで

私は、昭和28年7月24日から平成6年7月30日まで、A株式会社に継続して勤務していたが、その間、勤務条件の変更は無く正社員として働いていた。社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けたので、当該期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に照会したところ、申立人は、昭和45年8月20日（法人登記簿役員欄においては、46年5月31日付け）に取締役就任したが、同社の業績が悪化したため、申立人を含む取締役5人全員（当時の代表取締役を含む）が退任し、代表取締役を除き解雇となったことにより、申立人の申立期間における勤務の実態は無く、厚生年金保険料の控除もしていない旨の回答であった。

ちなみに、当該事業所が保管している雇用保険被保険者資格喪失確認通知書・離職証明書（事業主控）に離職年月日は「昭和50年7月26日」、離職理由は「事業主の都合による解雇（1か月前予告済み）」と記載され、社会保険事務所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致している上、A株式会社の法人登記簿役員欄によると、申立人は、昭和46年5月31日に同社の取締役就任し、再び取締役就任したのは、52年5月31日であり、申立期間においては、取締役でなかったことが確認できる。

また、当該事業所が保管している人事記録によると、申立人の入社年月

日は昭和 28 年 7 月 24 日、再就職年月日は 50 年 12 月 22 日と記載され、健康保険証番号が B から C に訂正されており社会保険事務所の記録と一致する。

以上のことから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりに届出をしたことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月13日から29年3月31日まで
申立期間において、A省のB部C課に、勤務した。

臨時職員であったため、共済年金には加入できなかったが、厚生年金保険の加入手続をするべきであったので、申立期間を厚生年金保険被保険者であった期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D企業年金基金の保管する「勤務に関する記録」及び「職員名簿」から、申立人が申立期間にA省B部において臨時職員として勤務していたことは確認できるが、社会保険庁の記録によると、当該事業所は、昭和54年11月20日にE局の名称で新規適用事業所となっており、それ以前の申立期間に適用事業所であった記録は確認できない。

また、Fグループの年金業務を担当するD企業年金基金に照会したところ、同基金の年金給付担当者は、申立人は申立期間においては臨時職員であったため共済年金に加入しておらず、その場合、厚生年金保険の加入手続をすることもあったが、厚生年金保険の加入手続の有無は管轄のG局等により異なり、同じ管轄局でも時期及び雇用状況により異なる場合があるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険加入の有無については確認できない。当該時期の厚生年金保険について、当該事業所が適用事業所となっていない場合は厚生年金保険の加入手続はされていなかったものと思われる旨の供述をしている。

さらに、申立人は当時申立人と同じ臨時職員であった者は13人であった

と述べており、1人の同僚の氏名を挙げているが、姓のみしか記憶していないため特定できず、申立てに係る事実について供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 8 月 1 日から 22 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 20 年 11 月に海軍から復員後、21 年初頭に株式会社AのB課長と知り合い、同社に入社した。当時の上司としてC氏、B氏、D氏、同僚としてE氏、F氏の名前を覚えている。

平成 19 年に社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、株式会社Aにおいて、昭和 21 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が見つかったが、私は同社に 22 年 9 月 30 日まで勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは、昭和 24 年に解散し、当時の事業主及び役員の所在は不明であり、関連資料の存否も不明であるため、申立期間における申立人の勤務状態等申立てに係る事実を確認することはできない。

また、申立人が申立期間当時の上司及び同僚であったとしている者（申立人は姓のみを記憶）について、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できた同姓の者すべてについて照会したが、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時、株式会社Aに勤務していた複数の従業員に照会したが、いずれも申立人については記憶していないことから、申立てに係る事実を確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月 1 日から 62 年 11 月 25 日まで
② 平成 3 年 8 月 1 日から 6 年 12 月 31 日まで

私は、A（飲食業）で、昭和 52 年ごろにアルバイトとして勤務を始め、54 年から 62 年 11 月まで正社員として勤務していた。また、株式会社 B（通信業）に平成 3 年 8 月から 6 年 12 月まで勤務しており、最初の半年程は試用期間だったと思うが、会社の給与から健康保険料及び厚生年金保険料を控除されていたので、両申立期間について調査の上、厚生年金保険被保険者の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A（飲食業）に係る申立期間①については、昭和 55 年から 62 年当時の住宅地図において、申立人が当時勤務したとしている住所地に、コーヒーショップ A（住宅地図上の名称）が存在していたことが確認できるが、申立人が記憶している事業主の名前は姓のみであり、同僚の名前に関する記憶も無いため、特定することはできないことから、申立てに係る事実は確認できない。

また、社会保険庁の記録においても、A が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、申立人は当時 C（経理システム）に係る会計帳簿を記帳したとしていることから、A の所在地を中心に、現在 C（経理システム）の会員である税理士 25 人に対し照会したが、申立期間当時当該事業所を担当していた税理士の存在は確認できない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録についても確認ができない。

株式会社Bに係る申立期間②については、雇用保険の記録及び複数の元同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められるが、当該事業所は平成14年に解散しており、当時の事業主に照会しても回答を得ることができなかつたため、当時経理関係を担当していた常務取締役にも照会したところ、「社会保険の加入については本人の希望又はアルバイト的な勤務形態であったため、加入させていなかった。」と回答しているため、申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、同社に係る社会保険庁の記録においても、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号は連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人は平成5年にD病院で受診した際に社会保険事務所発行の健康保険被保険者証を使用し、一部負担金は一割であったと主張しているため同病院に照会したが、内部資料の保存年限は10年であるため当時の資料は現存していないとの回答であり、申立てに係る事実を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月1日から21年3月1日まで
昭和19年5月か6月ごろ、戦時下の「A会」の船員募集のポスターを見て応募し、B株式会社に入社し、20年10月ごろまで機帆船「C丸」に甲板員として乗船し石炭を運んだ。また、引き続き21年2月ごろまで「D丸」に甲板員として乗船し石炭輸送に従事したが、船員保険の被保険者記録が空白となっているので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社は既に解散しており、当時の事業主の所在は不明であり、申立期間に係る申立人の船員保険料控除を確認できる関係書類等の存否も不明であることから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立人はB株式会社で機帆船「C丸」及び「D丸」に乗船していた当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間に当該事業所に係る船員保険被保険者名簿に加入記録が確認できる従業者に照会しても、申立人の勤務期間等勤務実態に係る記憶は明確ではなく、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

このほか、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで
昭和 41 年 5 月まで株式会社Aで勤務していたが、厚生年金保険の記録が 38 年 12 月 1 日で資格喪失となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る株式会社Aは平成 14 年に破産しており、当時の事業主に照会しても、「申立期間当時のことはもう分からない。当時の資料も無く、申立人の氏名についても記憶していない。」と回答しており、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立人の記憶する当時の上司は既に亡くなっており、申立人が当時勤務したとする同社B支社で勤務していた複数の元従業員（当時、同社本社で勤務していた元従業員の供述による。）に照会しても、いずれも亡くなっているかまたは所在不明であるため、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

さらに、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険加入記録のある複数の元従業員に照会しても、申立人について記憶している者はいなかったため、申立てに係る事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月2日から33年10月1日まで
申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金は支給済みという回答をもらったが、私は請求した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約7か月後の昭和34年4月24日に支給決定されている上、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日が記録されていることを踏まえると、事務処理が適正に行われ、脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、脱退手当金の支給決定がなされたとされる時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、一般的に第二種被保険者（女性）が適用事業所を退職する際に脱退手当金を請求することが多かった時期であったとされており、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいふことがない。

さらに、申立人の被保険者名簿には「脱」表示が無いが、昭和32年12月2日保業発第186号通知によると、最後の厚生年金保険資格喪失日が同年10月2日以降の者については、被保険者台帳への「脱」表示は必要としない旨規定されており、申立人の厚生年金保険資格喪失日は33年10月1

日であり、社会保険事務所では、当該通知に基づき、被保険者名簿に「脱」表示を行わなかったものと考えられることから、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 1 日から 30 年 9 月 25 日まで
(A株式会社B工場)
② 昭和 31 年 7 月 6 日から 37 年 4 月 18 日まで
(C有限会社)

D社会保険事務所に「ねんきん特別便」のことで相談に行ったとき、脱退手当金 2 万 1,681 円が昭和 37 年 9 月 3 日に支払済みであると言われたが、脱退手当金を受け取った記憶は無く、手続を行った記憶も無い。

そのような高額なお金をもらったのなら強く印象に残っているはずであり、両親からも何も聞いていない。

C有限会社では、勤務時間が長くて休日も少なく、仕事がつらかったため、正式な退職手続をせずに会社を辞めてしまったが、その後は会社から連絡は特に無かった。私は脱退手当金を受領していないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、昭和 37 年 9 月 4 日に申立人の委任を受けて、申立人の母親が社会保険事務所で脱退手当金を受領したことを示す署名及び押印が確認できる。

また、社会保険事務所では、当時、脱退手当金の支給に当たり、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳に記録されている被保険者期間、標準報酬月額等についても確認していることから、事務処理が適正に行われ、

脱退手当金が支給されたものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和37年9月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。また、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 15 日から同年 10 月 1 日まで
(A 協同組合)
② 昭和 29 年 10 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
(B 工場)

申立期間当時は給料も少なく、金額は分からないが、厚生年金保険を掛けていたことは確かである。

脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶も無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書の「払渡希望郵便局名」欄に「C 郵便局」の記載が有ることから、国庫金送金通知書により、同郵便局の窓口で脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 4 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。